

新型コロナウイルス感染症にかかる
緊急事態宣言・『三重県指針 Ver.8』への対応について(依頼)

国や県内の状況を踏まえ、保護者の皆さまに、下記のとおり対応をお願いします。

【国の状況】

年明け以降、全国で、極めて多数の感染者が発生し、医療体制が危機的な状況でもあることから、1月7日、首都圏1都3県を対象として緊急事態宣言が発出されました。

【県内の状況】

年明け以降、1日あたりの新規感染者数の過去最多をたびたび更新し、最大限の警戒が必要な状況であり、1月8日、「三重県指針 Ver.8」が発表されました。

『三重県指針 Ver.8』の概要(Ver.7からの変更点等)

- ① **新しい生活様式の定着と感染防止対策の徹底**
 - ・親族間であっても「大人数や長時間におよぶ飲食」は、感染のリスクは高まりますので、参加を避けてください。
- ② **移動について**
 - ・緊急事態宣言が発出している都県及び飲食店への営業時間短縮等の要請がされているエリア(愛知県、岐阜県、大阪市など)へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。
- ③ **偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応**
 - ・仕事や通勤等、やむを得ない事情で県外から来県される方、医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方に対し、差別や偏見が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- ④ **新型コロナウイルス感染症の相談について**
 - ・まずは、『かかりつけ医』等の身近な医療機関に、電話で相談
 - ・相談する医療機関に迷った場合には、『受診・相談センター』へ相談

＜受診・相談センター＞

時間：9時00分～21時00分(土曜日・日曜日・祝日も対応)

場所：鈴鹿保健所

電話：059-392-5010

※21時00分～翌9時00分までは
三重県救急医療情報センター(059-229-1199)へ相談
※電話での相談が難しい場合はメール(yakumus@pref.mie.lg.jp)又はFAX(059-224-2344)

保護者の皆さまへのお願い



保育所等は原則、開所する施設として位置付けられています。各園での感染拡大を防止するためにも、お子さんや御家族が濃厚接触者に特定された場合、または、PCR検査を受けた場合には、速やかに、御利用の保育所等に御連絡をお願いします。